

組合相談コーナー 理事・監事が欠員した場合の対応

- Q 理事及び監事が、任期の途中で退任し、定数に欠員が生じた場合の対応について教えてください。
- A 「役員に欠員が生じた場合の措置」については、下記のとおり中小企業等協同組合法（以下、中協法）第36条の2に規定されています。

第36条の2(役員に欠員が生じた場合の措置)

役員が欠けた場合又はこの法律若しくは定款で定めた役員員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

役員は、退任するとその地位から離れることとなりますが、直ちに後任の役員が選任されない場合は、組合事業の執行に支障を与えることになるため、新たに選任された役員が就任するまで、役員としての権利義務を有することとされています。これは、退任した役員「残任義務」を定めたもので、役員任期自体を延長させる規定ではありません。

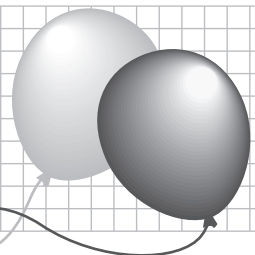
欠員の場合の役員補充は、臨時総会を開催して選任するなど、速やかに行うことが望しく、長期間役員が空席となること望ましくありません。

組合の運営体制や事業の実施状況によって異なりますが、遅くとも欠員が生じた年の次の通常総会では、必ず補充すべきです。

※注意…欠員数が役員定数の1/3を超えた場合は、中協法第35条第7項(役員補充義務)によって「3ヵ月以内」に補充することが義務づけられています。

補充義務に違反すると、組合の理事に罰則(中協法第115条第1項十四号)の適用もありますのでご注意ください。

話題の広場



中央会事業より 第1回組合活力向上事業を実施

協同組合あきた安心リフォーム協議会

9月21日(水)、秋田市「ホテルメトロポリタン秋田」において、協同組合あきた安心リフォーム協議会(中村瑞樹理事長)を対象とした「第1回組合活力向上事業」を開催しました。当事業は、トラブルやクレームを減らし、当組合の名称でもある「安心リフォーム」を追求するため、施主に対する説明や提案の一助となるような当組合統一のマニュアルを作成し、アウトサイダーとの差別化を図ることを目的に実施しています。



【研修会の様子】

第1回目となる今回は、東京都の住宅リフォーム研究所石原孝司所長を講師に、「統一マニュアルの作成に向けて～トラブル事例とクレーム対応について～」をテーマに講演を頂きました。石原所長は、『お客様は神様であるという表現は、現在は少し違っている。お客様ほど怖いものはないことを十分に認識しておく必要がある。思いも寄らないところからクレームをつけるのがお客様であり、どのようなクレームがあっても、対応ができるような体制を整備する必要がある。そのためには、マニュアルを作成し従業員が同じ意識を持って対応することが重要となる。』と話されました。